

大学基準協会 短期大学認証評価の改善報告書

《提言に対する改善報告書・努力課題》

短期大学名称 山形県立米沢女子短期大学
(評価申請年度 平成 25 年度)

2017 年 5 月

1. 提言に対する改善報告書（平成29年5月現在）・努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	各学科において、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明確にした学位授与方針が明示されておらず、教育課程の編成・実施方針についても、教育課程を編成するための基本的な考え方が明示されていない。各学科の目的・教育目標に照らして、学科ごとに、これらの方針を適切に設定し、周知・公表することが望まれる。
	評価当時の状況や背景	改善すべき事項として「教育目標・方針の整合性や、その検証サイクルは確立しているもので、さらにその質的改善が求められることになる。たとえば、学位授与方針に関しては、教育目標に盛り込まれた内容を合わせた、より具体的な表現にして、どのような学生を本学から社会へ送り出すのかを明確にできるように改善する必要がある。また、教育課程の編成・実施方針に関しても、年度計画の記述項目などを再検討して、より実質的な計画が立てられるようにしていくことが課題である」（『評価報告書』33頁）と挙げ、本学の課題として認識する。
	評価後の対応方法、改善状況、将来計画	学位授与方針ならびに教育課程編成・実施方針については、平成26年度当初より、具体化に向けて着手した。自己評価改善SDFD委員会において原案を作成し、各学科より広く意見を収集のうえ、中期計画策定部会短大部会を中心に検討を進め、平成26年度末の教授会に諮った。その結果、平成27年度4月1日現在において、（ア）各学科の専門分野への学問的な好奇心・関心のみならず、地域社会への貢献に意欲と資質を持つ学生を受け入れるという方針を明確にすると共に、平成19年1月制定・施行の「アドミッション・ポリシー」に明記した、（イ）教学理念や教育目標を達成するための教育課程編成・実施の方針を決定し、全学生に共通する教養科目および各学科の専門科目を整理・整備するほか、「カリキュラム・ポリシー」としたため、その制定・施行を行った、（ウ）各学科の卒業認定および学位（短期大学士）の授与に必要なカリキュラムの履修、単位の取得、知識の習得およびスキルの獲得に対する方針を決定し、新規に制定・施行した「ディプロマ・ポリシー」に掲げた。 ポリシーの周知・公表については、平成27年度より、次のような形で行っている。（一）『大学要覧』に掲載し、ステークホルダーに向けて発信している、（二）各ポリシーの電子ファイルを本学のホームページにアップしている、（三）『講義計

	画書＜SYLLABUS＞』に掲載している、（四）紙媒体および電子形式の『Guide Book』（『大学案内』）に記載している、（五）大学のホームページにて視聴可能な大学紹介ビデオの中で公開している。 このように、ホームページを活用して在学生と教職員はもとより、受験希望者や保護者、高等学校関係者等の学外の方に対しても幅広く情報の公表・発信を行っている。また、学生に対しては『新入生のガイダンス』にて、新任の教職員に対しては、年度明け、そして状況に応じて年度後期の開始時に実施している『新任者研修会』にて周知徹底するという取り組みも行っている。 上記に加え、各学科の教育方針・特徴と開講科目との関係は、学科教育の特色（「テーマ」）を明確にしたうえで、各テーマの概要（「内容」）とそれらを構成する科目群（「講座」）を表の形にまとめ、『大学案内』に記述している。他方で、取得可能な免許と資格については『大学案内』にも掲載しているが、『講義計画書＜SYLLABUS＞』にはさらに取得要件および履修必修科目群をも載せている。なお、学科が推奨する資格とその関連科目群についての説明は教務や授業等のガイダンスにて行っている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ・教授会資料（本学の教育理念・目標、カリキュラム・ディプロマポリシー） ・平成29年度『大学要覧』 ・アドミッション・ポリシーの電子ファイル（本学HP：http://www.yone.ac.jp/outline/admission.html） ・カリキュラム・ポリシーの電子ファイル（本学HP：http://www.yone.ac.jp/outline/curriculum.html） ・ディプロマ・ポリシーの電子ファイル（本学HP：http://www.yone.ac.jp/outline/diploma.html） ・『平成29年度 講義計画書 ＜SYLLABUS＞』 ・大学案内『山形県立米座女子短期大学 2017 GUIDE BOOK』 ・大学案内 HP：http://www.yone.ac.jp/outline/publicfolder/2017relations.html	
＜大学基準協会使用欄＞	
検討所見	
改善状況に対する評価	4 3 2 1

2. 提言に対する改善報告書（平成29年5月現在）・努力課題について

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 （3）教育方法
	指摘事項	国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
	評価当時の状況や背景	改善すべき事項として「本学における単位の実質化への取り組みに関しては、1年間に履修できる単位数に上限を設けることは現状では行われていない。修学期間が2年間しかない状況下においては、2年生になると本学での特長となっている編入学試験に向けた学習や就職支援講座の受講などに、一定程度の時間を必要とするのが現状である。そうした環境下において1年間に履修できる単位数に上限を定めてしまうことは、かえって学生の学習意欲を削いでしまう可能性がある。しかし、単位の実質化を実現し、学生に対する教育の質的向上を目指すためには、単位の上限設定が求められていることから、本学においても単位数の上限設定について具体的に検討を行う」（『評価報告書』65頁）と挙げ、本学の改善課題として認識する。
	評価後の対応方法、改善状況、将来計画	平成27年度教務委員会において、本学の教育課程に相応しい単位数の上限設定について検討したほか、GPA制度導入についても協議した。具体的には、（ア）単位上限制については、平成27年度5月教務委員会での検討・協議を経て、1年次の履修単位数の上限を50単位とする素案を作成した、（イ）単位実質化のための学則改正について協議したが、既修得単位認定科目や免許科目の扱い等といった課題の整理・吟味が必要だったため、平成28年度教務委員会において対応方法を検討することにした、（ウ）GPA制度については、文系中心の4学科体制ならではの学際的な教育環境による修学への意欲の維持ならびに学科横断的な教養・専門科目に依拠する多角的教育のあり方へのGPA制度導入の影響を精査したうえで、上記の単位実質化のための学則改正の案件と併せて、平成28年度教務委員会において方向性を決めることにした。 平成28年度教務委員会において、前述の（ア）～（ウ）について検討・協議した結果、次の方針を決めた。 （一）単位数の上限については、1授業科目に対する予習と復習の時間確保を計算したうえで、平成28年度の試行を経て、50単位が1年次における上限単位数として適切な数値であると結論付け、平成29年度より実践している。また、教職免許状や司書資格、司書教諭資格、学芸員資格等を希望する者を含め、一

		部の学生の学修意欲を殺いでしまいかねない事態を招き得ることを確認したため、既修得単位認定科目（各種検定試験合格によるものも含む）、前期・後期の集中講義、および教職課程必修指定科目を上限単位から対象外とする。実施に当たっては、上限単位数に関する学則化は行わずに、平成29年度から、『講義計画書＜SYLLABUS＞』にその趣旨を掲載するだけでなく、教務や授業等のガイダンスにてしっかり周知し、指導を強化する一方で、履修登録システムの内部でも登録科目の合計単位数を計算し、自動的に制限が適用されるようにシステムを設定する。 （二）GPA制度導入に関しては、『GPA制度導入に関する本学の現状と課題』にまとめられた通り、制度の活用や平均の算出方法をはじめ、免許・資格科目、学科の専門科目、学科横断型科目、既修得単位認定科目の扱い等の課題・問題が多々存在する。学内の諸委員会での検討・議論を勘案し、問題の解決に要する時間ならびに履修に関する制約の設定等は学生の修学に貢献するとは言えず、また教育水準の維持・向上に必ずしも寄与するとは言い難いと判断したため、当面、制度を導入しないことにしたが、将来、学科改組や全学的なカリキュラム改変等のような大規模な教育改革があった場合において再度検討することとした。
		改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ・教務委員会報告(教務委員会平成27年5月報告) ・GPA制度導入に関する本学の現状と課題(平成27年10月19日教務委員会所見) ・『平成29年度 講義計画書＜SYLLABUS＞』
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評価	4 3 2 1

3. 提言に対する改善報告書（平成29年5月現在）・努力課題について

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 （3）教育方法
	指摘事項	シラバスにおいて、「達成目標」「授業内容・方法」を示していないうえ、成績評価基準をあらかじめ学生に明示していない。 また、記載内容についても、教員・科目による精粗が見受けられるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況や背景	25年度までのシラバスには、必須説明事項として、「授業のねらい」「授業計画」「テキスト」「受講生へのメッセージ(授業評価を踏まえた方針など)」「評価方法」の5つを設定して各授業科目共通に記述した。概して、講義系科目は記述が詳細になされ、演習科目は概要を述べるに留まる傾向があった。
	評価後の対応方法、改善状況、将来計画	平成25年度後期の短期大学認証評価の際に、シラバスに対する努力課題として指摘を受けつつ、平成25年度教務委員会において改善策を検討・協議した。その結果、平成26年度から、シラバスを構成する「達成目標」「授業内容・方法」の明確化を全学的に周知し、授業担当者に執筆を依頼した。 平成26・27年度教務委員会において引き続き改善方法を協議し、議論と決議に即した次の活動を展開している。（ア）平成27および28年度シラバスの作成時において、各科目の「評価方法」の明示をも促す『作成上の留意点』を作成し配布することにより周知の徹底を図り、シラバスへの記載内容の充実化に取り組んだが、とりわけ「評価方法」については『講義計画書』の「教育課程と履修の方法」＜3 単位認定の方法＞に掲げる成績の方法を遵守している、（イ）本学の学生・教員向けのウェブポータルサイトに実装可能なシラバス作成システムのための予算を確保し、平成28年度において、学生・教員向けのポータルサイト「教務学務システム」の機能を拡張する形で、シラバス作成システムを構築している。 平成28年度教務委員会において、平成29年度のシラバス作成システムの運用方法およびシラバスの執筆要綱について協議し、現在、次の決定事項を実践している。（一）教員がシラバスの電子ファイルを提出するという従前の方式に取って代わって、「教務学務システム」上で統一したシラバス様式に入力するという形でシラバスを作成する、（二）「講義内容」において15回分の記載の徹底化を図る、（三）引き続き、シラバスの執筆の依頼文に『作成上の留意点』を添付する。 なお、シラバスは、学生へ配布している印刷物のほか、学外にも閲覧できるように本学のホームページにアップしたデジタル電

	子版の形で公開されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ・『平成29年度シラバス作成上の留意点』（教務委員会資料） ・『平成29年度 講義計画書 <SYLLABUS>』 ・ 本学シラバスのHP： http://www.yone.ac.jp/department/
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評価	4 3 2 1

4. 提言に対する改善報告書（平成29年5月現在）・努力課題について

No.	種 別	内 容
4	基準項目	7. 教育研究等環境
	指摘事項	一部の校舎については、老朽化が進んでおり、バリアフリーやアメニティなどの観点から問題があるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況や背景	本学の教育環境について、「昭和47年に建てられたA号館は老朽化が顕著となっている。平成22年度には耐震化工事及び空調設備更新工事等が施工されたが、外壁補修などの大規模修繕が必要に迫られている」（『評価報告書』109頁）とあり、問題点の認識があった。また、「健康栄養学科が26年度で廃止されることから、現在のA号館、4階部分の健康栄養学科に関する部屋が不要となることから改修される計画である」（『評価報告書』109頁）とも述べ、改修工事の具体化が進められている中途であった。
	評価後の対応方法、改善状況、将来計画	平成25年度、同敷地内に新築のD号館にて山形県立米沢栄養大学が開学し、前身の短期大学健康栄養学科が使用していたA号館の設備等の移設に合わせて、平成26年度において、次のA号館及びB号館の改修工事を行った。（ア）両棟の外壁を修繕した、（イ）両施設の内部において、一部教室へのエアコン設置と一部トイレの改修を実施した、（ウ）A号館の一部教室の机・椅子の更新および一部研究室の防音工事を行った。また、平成26年夏、学内の情報教育システムの更新の際には、学内の無線インターネットを整備し、A～D号館の10ヶ所ほどにアクセスポイントを設置して、学生を含む大学関係者向けのWi-Fi環境を整えた。 平成27年度に実施した工事は次の通りである。（一）A号館及びB号館の一部教室へのエアコンを設置した、（二）A号館3、4階の旧健康栄養学科の教室等の内部を改修した、（三）A号館の一部教室の机・椅子の更新を施工した。 平成28年度の実績は次の通りである。（i）A号館2、3階の廊下の一部に手すりを設置した、（ii）B号館の一部教室の机・椅子の更新を行った。 以上のことを踏まえ、バリアフリー化はもとより、Wi-Fi環境の整備、ならびに改修後に「多目的利用室」や「自習室」、「グループワーク演習室」等としてA号館3、4階の教室を活用することにより学生の教育施設やアメニティとしての機能拡充を図っている。 なお、上記整備・工事には、本学の教育振興会（学生の保護者で構成する組織）の協力を得て行ったものも含まれている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		

	・外壁改修工事工程表ほか ・トイレ改修工事仕様書ほか ・既存棟改修工事工程表ほか ・平成26年 山形県立公立大学法人 教育情報システムの仕様書 ・山形県公立大学法人施設等管理規程及び施設使用内規の改正について(1)～(3)			
	<大学基準協会使用欄>			
	検討所見			
	改善状況に対する評価	4	3	2 1

5. 提言に対する改善報告書（平成29年5月現在）・努力課題について

No.	種 別	内 容
5	基準項目	7. 教育研究等環境
	指摘事項	専門的な知識を有する専任職員を図書館に配置していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況や背景	「附属図書館においては、管理専門員1名と嘱託職員3名で図書館業務に当たっている。また図書館においては、通常開館時間外(17:00)以降の対応は学生アルバイトを雇うことで賄っている」（『評価報告書』137頁）と述べている点に関して、嘱託職員については司書資格保有者を対象に人事採用を行ってはいるものの、管理専門員についてはかならずしも司書資格保有者に限られておらず、司書資格保有者が専任職員にいない状況であった。このことに関して、「今後、大学のプロパー職員の獲得について、検討していく必要がある」（『評価報告書』140頁）とも述べ、司書資格保有者を対象としたプロパー職員採用も検討事項として捉えられていた。
	評価後の対応方法、改善状況、将来計画	事務職員の専門性を高め、法人・大学事務に精通した将来を担い人材を確保・育成するため、平成26年9月からプロパー職員採用の検討を本格的に開始した。当初、図書館司書や財務担当に特化した採用も検討したが、経営審議会等の意見を踏まえ、採用分野は特定せず、その有する資格・免許、経験などから優れた人材を確保することとした。 このような状況下で、平成27年度1名、28年度2名（内、司書有資格者1名）を採用し、各々、財務、広報・評価、入試を主とした業務を担当しているが、28年度採用の司書有資格者においては、学術機関リポジトリ等の業務管理者として図書館関係事務にも携わっている。 また、現在、図書館職員の体制は、県から派遣されている管理専門員1名と司書有資格者の嘱託職員3名の計4名により構成されている。 なお、「専門的な知識を有する専任職員の図書館配置」については、プロパー職員の位置づけ、担当業務及び県派遣職員・嘱託職員との役割分担等を含め引き続き検討することとしている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ・H27法人職員採用状況（1名）について ・H28法人職員採用状況（2名）について（内、司書資格所有者1名）	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	

	改善状況に 対する評価	4	3	2	1
--	----------------	---	---	---	---